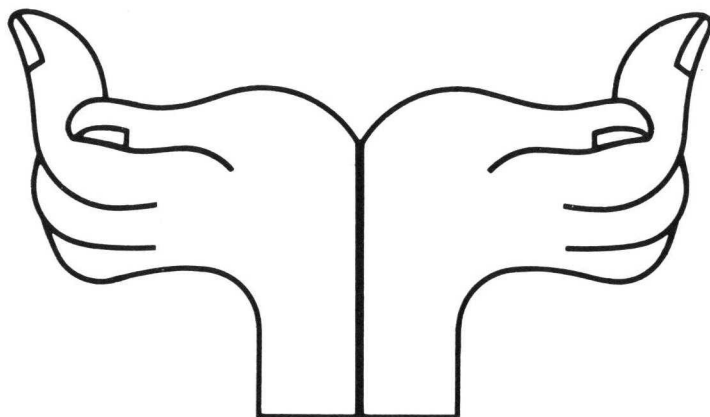


民闘連

ニュース

1981. 9 第 34 号



目 次

■ 愛知県教委 不当な国籍条項! — 在日韓国・朝鮮人の受験を認めず	1
■ 民族教育か国民教育か	徐 正 禹 5
■ 在日論の系譜	安 井 利 光 11
■ 同胞教師・教員志望者交流会	20
■ ミニ情報	21
■ 資料案内	26
■ 編集後記	28

発行

民族差別と闘う連絡協議会

●教員採用試験国籍条項問題

愛知県教委

不当な国籍条項！

在日韓国・朝鮮人の受験を認めず

二人の在日韓国・朝鮮人の青年が愛知県と県教育委員会を相手どり、「教員採用試験の国籍条項は何ら法的根拠はなく、不当である」とし、受験を認めるよう名古屋地方裁判所、同高等裁判所に訴えたが、結果的には何ら「教員採用と国籍」の問題に関して実質的判断をすることなく、裁判所は二人の訴えをしりぞけた。しかしながら、裁判所が県側の主張内容を認めたということでは決してなく、司法判断を避けたということだけである。

今回の訴訟は、大きな社会的反響を及び、各地の民族差別に取り組んでいる市民団体、運動体から県教委への抗議の声が寄せられ、また民間連の仲間が7月20日と8月13日の二回にわたって県教委と交渉を持ち、国籍条項を撤廃するよう糾した。

以下は、「在日朝鮮人への差別撤廃を！名古屋市民の会」からの、愛知県での教員採用試験国籍条項撤廃への取り組みと民間連の県教委との交渉の報告である。

■国籍条項撤廃の取り組みー訴訟に至るまで

三重県での在日韓国人教師・季慶順さんの誕生が直接の契機となり、愛知県・名古屋市の公立学校教員採用における国籍条項撤廃の動きが始まった。

80年3月、「日本の学校に在籍する在日朝鮮人にかかわる諸問題について、考え、話し合い、解決への道へ近づこう」として、公立学校の教員を中心とした在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会（略－教育懇）が発足した。

教育懇談会の活動の中から、在日朝鮮人の進路保障、公教育のあり方の問題という視点から教育採用の国籍条項撤廃の取り組みがなされてきた。

80年10月、愛知県知事、教育長、名古屋市長、教育長あてに教育懇から公開質問状が提出されたが、県・市とも理由にならない理由を挙げ、誠意ある対応はなされなかった。

名古屋市教委は文書での拒否回答をしたものの、愛知県教委は何ら回答もせず、回答を

要求して県教委を訪れた教育懇の代表に対して「公務員の当然の法理として、公権力の行使、公の意思形成への参画する公務員は日本国籍を有する者に限る。教員も公務員であり、国籍条項は必要」として国籍条項撤廃の要求を拒否した。

また、教育懇の要求した、教育長、教育委員長など責任ある者との交渉をも拒否し、かたくなに差別条項を堅持することを示した。

愛知県・名古屋市が、差別国籍条項の撤廃について何ら検討を加えないまま、事態が推移したのでは、本年実施される試験を受験できない教員志望の在日朝鮮人・韓国人が存在することから、'81年4月10日、教育懇は名古屋弁護士会に対して「教員採用における国籍条項は人権を侵害する不当な差別である」として救済の申立てを行った。

この申立ては、法曹の一角を担う弁護士会が、国籍条項の不当性を法律的な視点と人権という視点から検討を加え、不当な差別を受

けている教員志望の在日朝鮮人・韓国人が救済されるようになった。

名古屋弁護士会では、人権擁護委員会内に特別部会を設け、全国の教育委員会あて調査照会するなど精力的な活動を開始したが、その結論が出るのは、募集要項発表には間にあわず7月下旬の第一次試験にも遅れる状況であった。

■訴訟の内容とその結果

愛知県と同じように教員採用試験に国籍条項を定めていた兵庫県教育委員会が、今年4月に入り国籍条項を撤廃したため、愛知県でもとの期待が高まったが、6月発表された82年度採用の教員採用試験の募集要項には依然として「日本国籍を有する者」の差別条項が堅持されていた。

しかし、この愛知県教委・名古屋市教委の差別国籍条項は不当なものであり無効になるべきもののだとして、教員免許状を取得して教員を目指す在日朝鮮人・韓国人青年が願書を提出し受験を認めるよう要求した。

こうした中で、北海道教育委員会が、国籍条項があるにもかかわらず教育大学在学中の在日韓国人の要望と民族団体の要求により、本年実施の試験の受験を認め、来年度からは国籍条項を撤廃するとの措置をとったことが伝えられた。

今年4月に在日韓国人教師が採用された滋賀県でも、昨年の募集要項には国籍条項及び帰化条件が付されていたが、全国からの抗議などにより、日本国籍のない者が受験し、合格採用されたわけであった。

したがって、発表された募集要項の国籍条項は変更可能であり、再考するよう求めている。

北海道の例などを挙げ、愛知県教委に対して在日朝鮮人・韓国人の教員志望者が存在することを告げ、とりあえず、第一次試験を受験させ、その結果が出るまでの間に国籍条項撤廃を再検討するよう申し入れたが、全く相手にされず、裁判による救済を考えざるをえなかった。

教員採用の国籍条項に関して、全国的にみて具体的な当事者（在日朝鮮人・韓国人の教員免許取得者）の要望や市民運動、民族団体の声を無視して一切交渉に応じない対応をしたのは愛知県だけであった。

また、愛知県教委・名古屋市教委の、在日朝鮮人・韓国人出願への対応は、デタラメ極まりないもので、到底、同一の行政機関がしたこととは思えないヒドイものであった。

何の文書も付けず封筒ごと願書が返送された例、電話で国籍を問い合わせられた例、帰化を勧められた例、受験票が届いた例、などがあった。

願書が返送されてきた6月末から第一次試験までの短期間に、裁判所に救済を求めるには、通常の訴訟では判決が出るまで数年はかかるため、仮の救済を求めることとした。

また、訴訟の準備期間が短かいたため在日朝鮮人・韓国人出願者のうち県内1名、県外1名を代表として訴訟を行うこととなった。

訴訟の方法は、労働裁判などでよくなされる「地位保全の仮処分」と行政訴訟の「出願拒否処分取消し訴訟」を本訴とする「執行停止の申立」の二つが検討された。

7月11日、中学・社会に出願した金聖秀君、中学・英語の李貴陽君の二人が申請人となり、愛知県知事を相手取って「地位保全の仮処分」を申請した。

その請求内容は、

- ① 申請人らが本年度実施の教員採用試験を受けるべき地位を仮に定める。
- ② 被申請人（愛知県）は、7月21日22日の試験を受けることを妨害してはならない。

これに対して、愛知県側は、願書受理を拒否したことは行政処分にあたり、民事訴訟の「仮処分」の要件にあたらないと抗弁し、国籍条項の当否を法律的に争うのではなく、手続きの内容で対応しようとしてきた。

また、県側は、在日朝鮮人の歴史的特殊性についての主張に対して「特に認否、答弁の必要を認めない」として、さらに、出願者が本名で願書を提出したことを「あえて外国人

名で申請をなし…」と非難するなど、その差別体質を明らかにした。

こうした県側の主張こそが、教員採用における国籍条項に固執する真の理由が何であるかを物語っていた。

県側に対応して、7月16日、行政訴訟を提訴し、併せてその執行停止を申立てた。

その内容の趣旨は、「地位保全の仮処分」申請と同趣旨であり、相手方が県教育長となつたものであった。

ところが、7月18日名古屋地裁は、「仮処分」も「執行停止」の二つを却下した。

そのため、直ちに名古屋高裁へ抗告したが、第一次試験前日の20日夜、名古屋高裁も抗告を棄却した。

この決定がなされた理由は、願書受理拒否は行政処分であり、仮処分の申請は不適法であり、執行停止を認めても、願書の受理拒否の執行が停止するだけで、願書が提出された状態へ戻るだけであり、県教委に対して受験させることを義務付けるものでない、法的利益がないので却下というものであった。

すなわち、訴訟内容の要である「教員採用の国籍条項の当否」については一切判断することなく、手続き上の問題の審理に終始し、権利を不当に侵害された者を救済するのではなく、差別国籍条項を維持する県教委を救済することとなった。

しかし、裁判所の決定のどの部分も、「教員採用について国籍条項を付すことは正当」とは言っておらず、県側の主張も認められたわけではないことは重要な点である。

その意味で、手続上の手段によっては、仮の救済がなされた可能性が大きかったことも重要な点であった。

教員の国籍条項を正面にすえた全国初の訴訟は残念ながら敗訴という結果に終わったが、実質的内容＝教員の国籍条項の当否については何ら結果がでていないことは忘れてはならないと思います。

今回の提訴によって明らかになったこととして、県に7名、市に4名の出願者があり、今年愛知県において教員免許状を取得した外

国人は15名もいることは、在日朝鮮人・韓国人の教員志望者が相当数存在することである。

今回の訴訟の当事者となった金聖秀君は、昨年の愛知県の教員採用試験を通名で受験しており、今年は本名では受験を認められなかったことも、「あえて外国人名で」との県側主張を併せ考えると、在日朝鮮人・韓国人に対して「通名」を強要し、「氏名詐称」をすすめており、愛知県の差別体質が如実に示された。

今回の提訴に前後して、愛知県教委・名古屋市教委に対して、全国各地の民族差別と闘う団体や地元の民族団体、市民運動からの抗議と糾弾の声寄せられ、国籍条項撤廃の要求が広範な人々の声としてぶつけられた。

また、訴訟の動きをめぐり、新聞、テレビなどマスコミも大きな関心をよせ、新聞の投書欄にもいくつかの支持の声が載せられ、大きな反響をよんだ。

■民間連、県教委と第一回の交渉

名古屋高裁の決定が出る前の7月20日には、民族差別と闘う連絡協議会の全国の仲間が県教委を訪れ、直ちに国籍条項を撤廃するよう要求し、教職員課長との交渉を行った。

席上、民間連の仲間の鋭い追求に対して、加島教職員課長は「公権力の行使、公の意思形成への参画についてだけでなく、愛知県としての特別の理由がある」と発言し、次回交渉までに「愛知県において何故外国人が教員になれないのかを明らかにする」とし、次回交渉を8月13日とした。

これは、県側が従来国籍条項の根拠として挙げてきた法制局見解、自活省通達などの「公権力の行使、公の意思形成への参画にたずさわるものは、日本国籍を必要とする」こと以外にも、外国人への門戸を開放することに障害があると初めて明らかにした。むしろ、法制局見解、通達などは立前にすぎないことを暴露したものであった。

■民間連、県教委と第二回交渉



8月13日には、民間連の愛知県教委との第二回交渉が行われ、全国から約20名の仲間がかけつけ県教委を追求した。今回の交渉には、「在日朝鮮人への差別撤廃を！名古屋市民の会」も参加し、県教委を追求した。

この交渉では、県側は前回交渉の確認事項の回答をせず、後向き回答に終始し、公権力の行使の具体的内容を明らかにしなかった。ただ、懲戒権の行使、職員会議の決定への参加を例示したが、懲戒については、外国人を採用している他県の懲戒との間に差はないとして、矛盾する内容であった。また、職員会議の性格についても、最終的には校長が決定するが、議決機関の役割があるとのデタラメを述べる始末であった。また、「公務員に関する法理として、外国人はダメ」との発言は、参加者からの追求によって、「公務員全部はダメではない」と一貫しない対応をとっていた。

県教委側は、前回の約束を破るなどの不誠

実な対応を続け、参加者全員からの強い怒りをつかった。確認事項として「教員の職務内容について、外国人（とりわけ朝鮮人）が、職務を行うにあたって、支障がある点を具体的に明らかにする」ことを次回交渉（9月中旬）に向けて確認した。

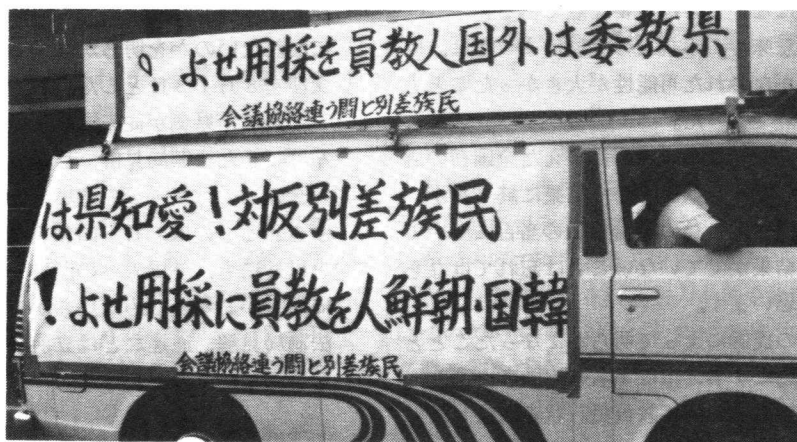
民間連と名古屋市民の会では、早朝、県庁前で、名古屋駅において、3000枚のビラをまき、また夕方からは大阪からかけつけた宣伝カーから街頭でのアピールを行った。

愛知県における教員採用の国籍条項撤廃の運動は、今回の提訴以降大きく広がり、行政側に対する大きなプレッシャーになっている。

その具体的なあらわれとして、名古屋市は、本年度実施の職員採用試験のうち、保育については国籍条項を撤廃した。これは、保育園はいいが、幼稚園はダメという矛盾する現象となり、市側も説明に窮し「管理職につく可能性の大小により違う」とこじつけ回答をしている。

また、8月17日の記者会見で愛知県知事は、「教育は一般的には公権力の行使はないが、管理職につくと公権力を行使するときもある。しかし、無条件で外国人をダメというのも無理がある」と発言し、来年度実施の採用については、県教委に対し県知事の意見を述べることを示唆した。

この県知事の発言の真意は、今一つははっきりしていないものの、県教委に与える影響は大きく注目するべきである。



民族教育か国民教育か

問われる在日朝鮮人教育の方向性

— 文部省の在日朝鮮人教育観より —

徐 正 禹（トッカビ子ども会）

■「民族教育」と「民族差別撤廃のための教育」は違う？！

私は、トッカビ子ども会の指導員として7年間地域の同胞の子ども達と、とくみあいを続けてきた。一方、子ども達をとりまく教育条件を整備するための取組み — 行政闘争も平行して取り組んできた。そうしなければ、トッカビ子ども会は、存続するすべがなかったからである。

私たちトッカビ子ども会は、7年間の行政闘争 — 地域における民族教育の行政的位置付けと保障を求める闘いの中で、一つの曲り角に立たされていることを気づかされた。それは、一昨年から取組まれてきた「トッカビ子ども会施設撤去後の保障をめぐる闘い」の中であった。つまり、今年の7月までにトッカビ子ども会が使用していた八尾市所有のプレハブ施設が、市の計画で撤廃されることが決定され、その後の活動の場を市行政に求める闘いであった。これは、地元の部落解放同盟安中支部・トッカビ後援会をはじめとする市民、労働者の力強い連帯の下、今年ようやく新施設が建設された。

この闘いの詳細については、別の機会にゆずることにしたいが、問題は、この闘いの中で私たちと市行政との間で交された議論の中で、私達自身が予期さへしなかった民族教育の今後の方向をめぐる根本的な問題が取りざたされたことである。

私達は、トッカビの施設撤去後の保障の闘いは、市行政の民族教育そのものに対する責任ある姿勢を引き出さない限り、この闘いに勝利することは出来ないと考えた。だからこそ、6年間のトッカビの活動実績に対する評価というきわめて現実的、実態的批判を武器にすると同時に、市行政自身の民族教育に対する基本姿勢を問うたのである。

まず私達は、トッカビの6年間の活動実績をつきつけ、施設撤去後の保障を要求した。これについては、約半年後の昨年8月に、別途施設を保障する確約を得た。次は、内容の問題、いわゆる活動に対する物的、人的保障である。この要求は、当初意外と市行政は受け入れた。ところが、4ヶ月後の11月末、突如として市行政は、「内容に関する保障」にクレームをつけはじめた。いわく「民族教育は、民族の先輩たちの自主的・主体的な力に負うべきものであり、日本の公行政がとやかく関与すべきものでもないし、また責任もない」というものである。

私達は、この回答に対し即座に抗議行動を展開した。この時には、まだ彼らの真意をつかめておらず、たんなる逃げの姿勢と私たちの力量不足に原因を求めていた。しかし、それにしてもどうも腑に落ちない市行政の変転に対し、私たちはじっくりひざを交えて彼らと話し合う機会を持った。そこで市行政の主張する「民族教育無責任論」の本意がつかめるにいたった。つまり、彼らの主張の根拠は次のとうりであった。「在日外国人が、民族

集団として、自主的・主体的に行う民族教育については、第三者としての日本の公行政は反対する権利も意図もない。外国人が自分達の国のことを学び、祖国にほこりを持ち、祖国にどう貢献するか、祖国の未来をどう考えるのかという教育に、外国としての日本の行政がとやかく干渉することは、筋道の通らないことである。在日韓国・朝鮮人だけの集団として、同じ民族が同胞の弟、妹たちを教育する場を行政保障するというならば、一方で民族学校に行政保障していない事と相反する結果となり、行政の均衡の原則に反する」とまで言い切った。このときの行政の態度は、決して開き直りのようなものではなく、それこそ真剣なまなざしであったことは疑いを入れない事実である。私達は、一瞬たじろいだ。

彼らの主張の誤りは、次のとおりであると考える。つまり市行政がとらえる「民族教育」は、「大韓民国の国民としての教育」、あるいは「朝鮮民主主義人民共和国の国民としての教育」、または「将来統一されたときの国家の国民としての教育」、いわゆる「国民としての教育」と「国家」「国籍」という枠から自由な「民族としての教育」の二つの異質なものを混同して使用していることに原因が求められる。私たちは、とりあえず前者の国民としての教育を除去した「民族教育」についてのみ行政責任が存在することを改めて主張した。その結果、昨年12月20日の大衆団交では、「民族差別撤廃にかかわるところの民族教育については、市行政の責任として推進する」という、一見長たらしい奇妙な回答文が作成されることになった。とりあえず、トッカビ子ども会の施設移転に際する市行政の民族教育の位置づけは、このような形で終わった。しかし、行政にとっても、私たち当事者にとっても、恐らく十分に納得のゆくものではなかったと思う。私たちが長い間、たいして気にもとめずに使ってきた「民族教育」あるいは「在日韓国・朝鮮人教育」という言葉は、闘いの発展の中で新たな課題を提起されるに至った。

■文部省は、民族教育を全面否定しているか!!

私たちは、八尾市との行政闘争の中で、先に見た課題を背負うことになったのだが、しかし、はたしてそれは教育行政一般についていえることなのかどうか。教育行政の中核としての文部省はどのような見解を持っているのだろうか、という疑問にかられた。たまたま、トッカビ後援会ニュースの編集過程で「在日同胞教師の役割と意義 ― 日本人教師が朝鮮人の子どもに接する場合の限界性と、同胞教師が日本人の子どもに接する場合の限界性の比較検討 ― 」の特集が企画され、その取材で文部省初等中等教育局の河野課長他2名の担当者と意見交換の場が設定されたので、その際思い切ってこの問題を切り出すことにした。

4月9日と11日、二日にわたって文部省初等中等教育局地方課課長、同補佐、教科調査官と面会した。話の切り出しは、まず在日外国人教員任用問題に関する文部省の考え方についてである。丁度その頃兵庫県の教員採用における国籍条項をめぐる地元で組織された共闘会議と県との間で闘争がくりひろげられている中であった。周知のとおり、教員のみならず公務員の外国人任用に関わる問題の焦点は「公権力の行使」「公共団体の意思形成への参画」の二つの事項である。共に新聞紙上で兵庫の教員採用問題について、文部省が「適当でない」旨の談話を発表していたので、その根拠、つまり教員の仕事のどこが「公権力の行使」と「意思形成」にかかわるのかを問い正した。これに対し文部省は、「公権力行使の意味内容がはっきりしない」と判断できない。すべての公務員で、全く公権力の行使・意思形成に参画しない職種はないであろう、度合いの問題である」と答えた。

この回答は、私たち運動の側にとってきわめて有利な見解である。つまり公権力一般、意思形成一般を否定するのではなく、「度合い」の問題、要するに個々の現場、地域の闘いの力関係によって左右されることを文部省みずから認めたことになるからである。む

しろ、この文部省の回答は、過去、私たちが行政に対して主張し続けてきた議論と皮肉にも軌を一にするものである。

さて、この見解を下地に次の質問を行うことにした。「兵庫県の問合せに対し、『外国人教員は好ましくない』と答えたのはなぜか。『公権力』『意思形成』の度合がはっきりしない段階で、地方に対し無責任な指導をするのは不当ではないか」。これに対し、文部省は「一般的指導はしていない。問い合わせがあれば、公権力問題について一般的に答えざるをえない。しかし、校長・教頭の段階では、かなりはっきりした公権力行使、意思形成の参画を行う。例えば成績認定権、卒業認定権等がある」。それで、「それでは、仮りに大阪等で在日韓国・朝鮮人が校長に任命されたら文部省はどうするのか」と問うと、「黙らざるをえない。教師としての職務を果たし、校長にふさわしいと評価されてのことなのだから、口出しすることはかえって現場を混乱させる」と答えた。これらの文部省の回答は、少なくとも私にとっては、きわめて意外であった。

論議はさらに続いたが、文部省の本音は、次の回答に集約されているように思う。「この問題については、我々はかなり柔軟な態度であったと思う。これだけ（法見解）にしがみついても各府県を指導したら、採用しても教員にはなりえないという結論を出して送らねばならない。しかし、各地方公共団体の事情もあり、実際にりっぱに頑張っている朝鮮人教師もいるし、文部省としては、そっとしている」。要するに地方行政の問題は、基本的に地方で解決するという地方自治の原則を、文部省もまた少なからず尊重しているということなのか。あるいは、地方自治の原則を逆に盾にとって逃げているか定かではないが、いずれにしても、少なくとも地方行政の差別性がまず問われなければならないし、同時に私たちの地域における闘いがまだまだ弱すぎるという結論になるのではないだろうか。

さて、ここまでの報告は、本題の前提として論じたものである。これからの文部省との

やりとりさらに注視していただきたい。

この話し合いのもう一つの目的である「在日同胞教師の役割と意義 — その可能性と限界性 — 」という課題が提起された発端は、次のとおりである。従来から日教組方針にも見られるように日本の学校における韓国・朝鮮人教育は「日本人教師には韓国・朝鮮人の子ども達の民族教育はできない」という、いわば「民族教育限界論」がある。これは、今も民族教育の大前提としてゆるがしがたい原則として存在することは疑いを入れない。そこから当然の帰結として、「民族学校の門まで連れていくこと」が日本人教師の任務であるとされてきた。しかし、この「連れていく」任務が、日教組方針として提起されて以来、どれだけ達成されたのかは定かではない。一方、日本の学校における取組みもまた、この10年間大きく前進してきた。この取組みは、従来の「連れていく」のみの方針では、現実の問題は解決されないという新たな課題を提起したが、それとて日本の教師の限界性は否定していない。であるならば、反面、日本の学校の韓国・朝鮮人教師が、日本人の子ども達に教育する場合、何らの限界性がないと言えるであろうか。このことは、現場の問題であると同時に、昨今問題になっている教員の国籍条項についても少なからぬ影響を及ぼさざるをえないと思われる。

今回の文部省との話し合いでは、主として教育内容、教科等の具体的な問題について、行政の見解を引き出すことを目的とした。

「日本の学校で外国人教員が日本人の子どもに対して教育を行う場合、どんな問題が考えられるか」と聞いたところ、「天皇に対する感情、国旗に対する感情、他に桜の花を見るとき気持ち、四季に対する自然感情の鋭い感受性を育てること等の指導という微妙な問題がある」と言う。これも私にとっては意外な回答が返ってきた。「この程度のことなのか」といった気持であった。もっと基本的なことがらでガードしてくると思ったのである。その基本的な問題というのは、日本の公教育は日本人のためにあるのもあって、外国

人教員はその任務を果せないという回答が出されると思ったのであるが、必ずしもそのように単純に割り切られるものではなかったのである。文部省いわく、「どこの国でもその国民の育成のための教育をしてと思う。日本でもそうだ。しかし現代の教育は、世界共通の内容が多く、外国人だから教えられないというものではない。むしろそのような部分は、きわめてごく一部に限定されると思う」つまり、外国人にはできないであろうと思われるところの「ごく一部」のものは、先に紹介した「天皇・国旗・桜の花・四季の感情」等のことからであるが、このことをもって外国人教員の任用が適当でないとするならば、現実採用されている日本人教師は、すべてこれらの事項について共通の感情を持っているのであろうか。天皇・国旗に至ってはなおさらのことである。また、それほど重要であるとするならば、採用試験においても明確に盛り込むべきであるという結論になる。これについては、もちろん文部省は「重要事項でなく、日本人教師の場合と違うであろうと思われる点にすぎない」と答えた。また「公民的資質の養成」についても、文部省は「現代市民社会を積極的に構成するメンバーとしての資質といった程度の意味であろう」とし、「地域住民たる在日外国人も当然その中に入る」と解釈している。となれば、公立学校において教師の国籍の違いは少なくとも、教育・指導内容の面では、ほとんど支障ないものと文部省は考えていることになる。この教育・指導と教員の国籍条項の関連について文部省は、次のように単的に表現している。「……いずれにしろ教員採用の問題は、どれほど指導するか（公立学校内で）ということとは、別の積度で考えている」。どうやら文部省は、外国人の教員採用については、具体的き職務内容の検討からは別のところで問題を把握しているようである。このことは、3年前八尾市で闘われた市職員の国籍条項の問題の際にも同様の様相が見られた。結局は、そのときどきの情勢、力関係の問題というところであろうか。

それにしても文部省みずからが、外国人教員の教員としての適格性をその教育効果の面から必ずしも否定しなかったのは意外であった。この問題のみならず、大体の面について言えることは、彼らの考え方が、私達の予想よりはるかに合理的であるということである。この合理的という概念は、しばしば「冷徹」「無情」に、いつでも変化しうるのが彼らの論理の特徴であることは言を持たないのであるが、一方、私達のこの問題に対する考え方は、彼ら以上に合理的、客観的であろうか。日本人教師に在日韓国・朝鮮人の教育はできないという暗黙の原則に対し、私達は今一度メスを入れるべきではなかろうか。現実には、日本の学校で日本人教師の献身的な努力の末、民族的自覚を持って力強く生きている在日同胞青年は少なくない。一方、同胞集団の中で同胞の先生に、先輩に指導されて育った青年が社会の現実の中で崩れてゆくケースもまた少なくないのである。慎重を期すべき性質のものではあるが、いずれにしても正直な論議が必要であろうと思われる。でなければ、当然の帰結として、日本の学校における同胞教師は、日本人の子どもたちを教育できないという、思わぬ論理的帰結を招かねないおそろしく、現場の多くの教師の中にも、従来の民族教育限界論に疑問を感じている人は少なくないはずである。文部省に先を越されぬようにしたいものである。

さて最後に報告したいことは、日本の学校内における民族教育に関する行政の考え方、それに対する私たちの論理に関する一考察とでもいうべきものであるが、実はこの事項に関しては、あらかじめ文部省との話し合いの議題にするつもりはなかった。しかし、これまで報告してきたような事項に関する彼らの見解が意外なものであったため、あえて議題の一つに加えたものである。なお、この問題については、この報告の最初の部分に八尾市との行政闘争の中で若干述べられているので、そのつながりで見たい。

まず話しは、国民教育、つまり彼らは、日

本の学校は外国人を受け入れるが、その当事者の属する国家のための教育をすることはできないというところから始まった。そこから私は次のような質問を行った。「たしかに日本の学校に仮に米国人が在学しているからといって、国の未来を形成する一員としての教育、米国に帰って十分にその能力を発揮するための教育を日本の公教育がまかないきれぬか」といって、これはできない相談でしょう。ましてや、国家の未来を日本の公教育が云々すると、例えば在日韓国・朝鮮人の場合、祖国が分断されていることから大変な問題、ひいては内政干渉につながる恐れさえ出てくるでしょう。しかし、私がここで問いたいのは、国家とか政治などという枠を越えたところでの一人一人の人間という単位、人権というものを基準にして、民族というものを考えると、日本の学校の中で在日韓国・朝鮮人に対する差別が存在している。この差別をなくすための意味での民族教育は当然必要でしょう」この質問に対し文部省は、「当然です。民族差別的な状況があれば、これは大問題です」さらに具体的に質問すると、「子どもの差別意識を払拭していくという一般的な指導は必要、民主主義、人権という教育のみならず、一方客観的に、例えば学力の水準が日本人と比較して若干落ちこんでいるとかいった事態があれば、それについては回復し、高めて行くという指導も必要……それが差別解消の指導をする際、一つの大きなポイントである。ただそのような実態を細かく知らないの……」と答えた。部落解放教育の闘いの中で勝ちとられた同和加配等の制度の可能性が含まれているといえは甘すぎるであろうか。

次に個々の子どもたちの立ち上がりについて問うと、「どの子どもも同じ様に胸を張って生きていくという風に学校という所は、しなければならない。例えば、韓国・朝鮮の子が引け目を感じて、すっ込んでいっているという状態は好ましいことではない。そういうことは解消するよう指導しなければならない」というように、かなり一般的ではあるが、公教育の場で民族差別を解消し、韓国・朝鮮人の

子どもたちが自覚を持って立ち上がるようにすることの必要性を認めている。

ただこの議論の中で、彼らは何度となく「外国の国民としての教育はできない」ことをしきりに強調していたことが大変印象的であった。つまり彼らの話の中にある外国人教育は、「国民としての教育」と「人権の観点に立った教育」の二つの概念をはっきり区別しているのである。なるほど、考えてみれば後者の教育を否定する論理を彼らが持ち合わせるはずがない。一方、前者の教育を日本の公教育ができようはずもない。別段大してむずかしいことでもないのである。しかし、少なくとも私にとってみれば、まさに「目新しい」ものであったことは否めない。

私たちが一般的に民族教育という概念を用いるとき、あるところでは「国民教育」を意味していたり、またあるところでは「人権の観点に立った教育」を意味していたり、あるいは両方含んでいたりしている。仮りに前者の内容を含んで私たちが行政に保障を求めていたとしたら、これはまさに「無理難題」をふっかけていることになりはしないだろうか。わざわざ内政干渉して下さいと言っていることになりはしないだろうか。

従来私たちの多くは、文部省の民族教育に対する姿勢を「全面否定」として受けとめていた。だから、地方自治体段階での取り組み以外は、ほとんど考えようもなかった。しかしそのことは、過去から現在に至る今なお、在日韓国・朝鮮人の生き方、あり様を祖国とのからみから別に考えることがほとんどなかったことによるものと思われる。つまり、朝鮮人・韓国人として自覚を持つというその基準は、常に祖国との関係、祖国の建設、統一にどれだけ参加・寄与できるかということにあった。だから当然のこととして、民族教育もまた祖国とのからみから自由ではなかった。そして、そのことが、行政権力の弾圧、あるいは無責任を決めこむ口実として利用されてきたのではないだろうか。

誤解のないように改めて述べたい。それはあくまでも、「利用」「口実」であって、言

うまでもなく、現在の教育行政の本質は、在日同胞に対しては同化という基本原則を捨ててはいない。しかし一方、民主主義を標榜する以上、民族差別を肯定することは、その意図・主観とは別に、いかに文部省といえどもできないのである。その彼らの矛盾点を私たちが突いてゆかなければ闘いは発展させえないように思う。

ただ、ミイラ取りがミイラになるたえのように、行政保障欲しさに、骨を抜かれ、同化政策の波にのみこまれてゆく危険性は十分に存在する。このことは常に注意しておかねばならない。しかし、闘いとは常にそのような一方での危険性をはらむものである。行政が私たちの意のままに金を出すはずがない。

必ずそこには「とりこみ」と「融和＝同化」の思想が牙をむいている。それでもあえて闘わなければ、果して、これから私たちの民族教育はどうなるのであろうか。個々の地域の意識の高い活動家の支えで、10万人余の同胞の子どもたちの教育がまかなえるのであろうか。また、親の苦しい生活から、カンパをとってやっていけるのであろうか。たしかに取り組みは進んでいる。しかし、同化の攻撃は、それよりはるかに早いペースで進んでいるのである。今こそ、在日同胞の民族教育に対する行政の責任を明確にさせなければ……と思うこのごろである。

民闘連ニュース定期購読のお願い

民闘連ニュースは、75年6月に創刊号を出して以来、本号をもって34号となりました。その間、民族差別と闘う運動の紹介、教育問題、就職差別、入管問題に関する情報と資料等を提供してまいりました。

しかしながら、皆様方のご支援にもかかわらず、諸物価の上昇、郵送料の値上げ、購読料の未回収等の諸条件が重なり、29号から定期刊行（月刊）をすることが困難な状況となっています。

編集部では、第33号より隔月でニュースの定期発行を行っていますが、つきましては皆様方にこうした事情を御理解の上、誌代の払い込み、定期購読の申し込みに積極的な御協力をお願いする次第です。

尚、先号の第33号より、印刷費の上昇の為、定価を400円とせざるをえなくなり、その為、年間定期購読料を3,850円といたしました。その内訳は、定価400円の号が郵送料170円で5回、全国交流集会報告集の号、定価800円が郵送料200円で1回、計年6回で3,850円となっています。

一日も早くニュース発行継続のための自立体制を確立したいと思いますので宜しく御協力願います。

〔申し込み、振り込み先〕

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

民族差別と闘う連絡協議会

郵便振替番号 東京4-30267

●論文紹介●

在日論の系譜

安井 利 光 (名古屋市民の会)

はじめに

私は申京煥氏への退去強制事件を契機として、「在日韓国・朝鮮人問題」の重い意味を遅まきながら覚め、運動にかかわってきた。

その運動のかかわりの中で、常に疑問に思っていたことは、運動に参加する在日韓国・朝鮮人の青年層の少なさであった。そして、運動に参加する在日韓国・朝鮮人の青年は一体、在日韓国・朝鮮人の中でいかなる比重を占め、且つ、在日韓国・朝鮮人青年の感性や価値感はいかなるものかということであった。

民闘連運動の中で、日本社会の民族差別を闘うという運動にかかわる中で、自分なりに見えてきたこと、なおかつ見えなかったことが残った。

この『在日論の系譜』は、一個人の視点からの在日韓国・朝鮮人問題への再構成でしかない。

第一章 8・15以前と以後

1945年8月15日、日本帝国主義の敗戦時、日本に在住した朝鮮人（注、朝鮮半島の分断が固定化し、相方に国家が創設されるまでは、民族の総称として呼ぶ）は、約210万人であった。統計数値に差異があるが、渡航者、復員軍人、集団移労働者、ならびに元被徴用者を含むと、前記数値よりはるかに多いともいわれている。

そして、「カイロ宣言によって独立を約束させていた朝鮮出身者は、朝鮮の独立が即刻

実現されるものと考え、戦災によって荒れ果てた日本の諸都市にくらべて戦場とならなかった祖国は、新国家建設の希望にみちているように思われ、祖国を急ぐ気持は、在日朝鮮人の共通の感情であった」（1）。

当初、朝鮮人の本国への帰還は興生会が当たっていたが、1945年11月15日に解散し、厚生省、運輸省が担当官庁になった。

「これにともない、厚生省、運輸省は朝鮮人の帰還取扱要領を改め、輸送順序は、復員軍人、集団移入労働者ならびに元被徴用者およびそれらの家族、内地（樺太、千島および沖縄をふくまず）以外の地域からの引揚げ者、その他一般朝鮮人とした」（2）。

本国に引揚げた者と日本に残った者、朝鮮半島に分断国家が創設（1945年8月15日、大韓民国樹立、同年9月9日、朝鮮民主主義人民共和国樹立）されるに伴い、8・15と異なる様相を提示した。

しかし、それは全然異なった「問題」として、とらえられるべきなのか。

「1946年（昭和21年）2月17日、GHQは、在日外国人につき引揚げの有無を登録すること、登録を怠るものや、『引揚げを希望しない』と登録したものは、引揚げの特権を失うと発表した」（3）。

同年3月18日、登録の結果は別表1の如くである（章末参照のこと）。そして、登録時までに約150万人が帰還したことになる。

在日朝鮮人の形成史・渡航史の重要性が見直されたのは、1970年代に入ってからで

あった。それは、かつて出版されながら、当事者である在日韓国・朝鮮人にも、また抑圧者としての日本人にも一顧だにされることのなかった本の復刻である。

(1)『在日朝鮮人に関する総合調査研究』

朴在一

(2)『在日朝鮮人処遇の推移と現状』 法務研究報告書

(3)『日本における少数民族 1904年～1950年』 エドワード・W・ワグナー

(1)は当事者の立場から、歴史・実態・将来を展望したものである。(2)(3)は、日本政府またはGHQの立場よりする「在日朝鮮人問題」への処理、施策としてまとめられたものである。いずれも50年代に出版された事が共通している。

何故に、在日韓国・朝鮮人の形成史が50年代・60年代に注目されず、70年代以降、新たな視座として学びなおされるようになったのかは、70年代の在日韓国・朝鮮人運動での現実から反映された問題意識の投影であった。それは又、戦後の在日韓国・朝鮮人民族運動の反省を含むものであり、いかなる人達が在日として残り、かつ運動を展開してきたのか、また、それは主とした層にとって妥当な運動であったのかという反省である。

在日朝鮮人形成史への歴史的掘り下げは、在日一世と二世・三世を総合的に見る視点である。

「然らば150万人の引揚げは在日朝鮮人のうち如何なる層の引揚げであるか。先ず第一に徴用者又は労働動員者の82万人は大体に戦後直ぐ引揚げたものと見てよい。残余127万人のうちその半数である64万人が同じく引揚げ他の半分が日本に残った勘定になるのであるが、数字の上だけでなく今日の在日朝鮮人は各期渡来人口の約半数が残存したものと見做され得るであろう」(4)。

「あとに残った50万のものは日本に早くから渡航し、その生活基盤を日本社会に深くきずいたものが大部分であったといえよう」(5)。

そして、何故、帰還しなくなったのか。姜在彦氏は、二つの原因を掲げている。

「その一つは、解放されたはずの朝鮮が38度線によって分断されたばかりでなく、南朝鮮には日本の総督政治にかわるアメリカ軍政が布かれ、さらに1948年にはいつてからは南朝鮮だけの単独選挙(5月10日)によって、8月15日には南朝鮮だけの単独政府として李承晩政府が樹立されたことである。このような南北分断の固定化に反対して南朝鮮全域にわたって人民闘争がひろがり、1948年にはそれがしだいに武装闘争に発展していった。ちなみに在日朝鮮人の98%が南朝鮮出身であり、しかもその大多数が人民抗争のはげしい慶尚南道、済州道、全羅南道出身である。他の一つは、マッカーサー司令部によって1000円以上の通貨や財産の持ち帰りを禁止されたことである。このことは在日年数がながく、本国に生活基盤を持たない在日朝鮮人の帰国を不可能にした」(6)。

民団中央の当時の機関紙である「民団新聞」の1947年6月30日付に、次のようなアンケート結果が紹介されている。「貴下はどのような事情で帰国しなかったのか」という設問に対して、①「財産搬入が不可能」と答えたのが36%でもっとも多く、以下②「生活不安」23%、③「本国の未独立」17%、④「学業」9%、⑤「家庭事情」9%、⑥「日本人妻」3%、⑦「帰国しても無財産」2%、⑧「工業経営」1%という順である(7)。

すなわち、「われわれは、生活するために、居住地を定めなければならなかったんです」(8)。

一時本国へ帰還したものの、戦乱と生活苦から再び日本に入国した者を含めることにより、いわゆる「在日朝鮮人問題」が当事者及び日本国家、日本社会に投げかけられた。在日朝鮮人は、国籍ではなく生活の場を選択したのである。しかし、1945年8月15日以前とは違う法的処遇を受けることになる。

「明治43年8月29日、韓国併合条約によって韓国の全領土が日本国に帰属し、このとき勅令318号『韓国ノ国号ヲ改メ朝鮮と

称スルノ件』が公布され、同日から韓国は朝鮮と改称されて韓国民も当然に日本国籍を付与された」(9)。

それでは、1945年8月15日以後はどのようなものだろうか。

「正当に設立された朝鮮政府がかれらに対して朝鮮国民として承認を与える時まで、その日本国籍を保持しているものとみなされる」

— 朝鮮人の地位及び取扱に関する総司令部渉外局発表(昭和21年11月12日)。

そして、日本国憲法発布の前日に、最後の勅令として「外国人登録令」が公布(昭和22年5月2日)された。同令第11条、「台湾人のうち法務総裁の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」(10)、となった。つまり、日本国籍を所有しながら、外国人登録令が適用され、退去を強制されることになったのである。前記で、在日朝鮮人は「国籍」を選択したのではなく「生活の場」を選択したのだと述べたが、「国籍」も「生活の場」も選択権がなかったのである。

今日、在日韓国・朝鮮人の意識と感性のありようをはかるうえで、「本国志向」「在日志向」という概念で語られているが、在日の戦前から戦後のありようは、単なる法律や概念の線上にはなかった。一人の在日韓国・朝鮮人が日本人から見て、「本国志向」していろいろが「在日志向」していろいろが、民族性を得喪しているように見えようが、在日韓国・朝鮮人が歴史的存在として現に生きているという事である。

1945年8月15日以後も、日本国籍を所持しているとされた在日韓国・朝鮮人は、今度は一律に日本国籍を剥奪された。「日本政府は、サンフランシスコ講和条約第2条9項〔日本は朝鮮の独立を承認して、朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する〕を根拠に、条約発行日である1952年4月28日に、これらの日本国籍喪失を宣告した。サンフランシスコ条約上には国籍移動についての明文規定は何もなく(しかも、その条約には朝鮮を代表するいかなるものも参

加していない)、日本の法律としてもそれを取り扱ったものはなく、次に紹介する法務省民事局長通達(1952年4月19日、民事甲四三八号)が僅かにあるだけである」(11)。

在日大韓基督教会小倉教会の崔昌華牧師は、この日本政府による在日に対する一方的日本国籍剥奪につき、「国籍保持の権利、国籍離脱の権利が国民にあるのであって政府に、国家にあるのではない。在日韓国人が自由な意志で日本国籍を放棄する権利はあっても、日本国家が国籍を剥奪する権利はないはずである」(12)としている。

この日本政府の対応に対して、1948年8月15日に樹立した大韓民国政府は、以下の如く在日韓国・朝鮮人に法的処遇をした。1949年1月20日 駐日韓国代表部設置
1949年8月1日 在外国民登録令発布
○「外国に寄留する国民の身分を明確にし、保護を適切にするために登録を実施することを目的とする」

1949年9月17日 海外旅券規則公布をもって駐日代表部は旅券業務を開始

1950年2月11日 国民登録施行令をもって、民団は登録事業に着手

つまり、日本政府が1952年のサンフランシスコ条約まで日本国籍の所持を認めた在日韓国・朝鮮人に対して、大韓民国政府は「国民登録」を開始したのである。

ここに、現在の在日韓国・朝鮮人問題の端緒が始まる。日本から朝鮮が独立した、故に、日本に居住する、とりあえず帰還しなかった朝鮮人(民族の総称)を原状回復の美名のものと、「何が問題か」が当事者及び全関係諸国家に論議されずにきたのである。

(15頁に続く)

〔別表Ⅰ〕

登録名	登録人数	内帰還希望者	帰還希望者の百分率
朝鮮人	647,006人	514,060人	79%
台湾省民	15,906人	12,784人	80%
中国人	14,941人	2,372人	16%
南西諸島民	200,943人	141,377人	70%
計	878,796人	670,593人	

『引揚げと援護三十年の歩み』より作成

別表Ⅱ 在日韓国・朝鮮人に適用された法律の主たるもの

	戦前	戦後
参政権	朝鮮，台湾の住民には貴族院議員および衆議院議員を出す途がなかった。その後，衆議院議員選挙法の施行地たる内地に居住する朝鮮人，台湾人は帝国臣民として，選挙権，被選挙権を獲得した。	1945・12・17 衆議院議員選挙法 1947・2・24 参議院議員選挙法 1947・4・17 地方自治法（法十一号） 1950・4・15 公職選挙法（法百号） 上記のいずれの附則においても，「戸籍法の適用をうけないものの選挙権および被選挙権は当分の間，停止された」
兵役義務	1943年，兵役法改正により兵役義務を課せられた。（法律4号，110号）	徴兵制そのものがなくなった。
教育関係	就学義務については，国民学校令がそのまま朝鮮には行なわれない結果，内地人も朝鮮に行けば就学義務はなくなる一方，朝鮮人も国民学校令施行地たる内地に来れば就学義務を負うものと解され，区別はなかったようである。	1947・10 占領軍指令 — 朝鮮人学校は日本の教育法令に従え 1948・1 文部省学校教育局長通達 — 日本人学校への就学義務を強要 1965・ 文部次官通達 — 韓国人に対して日本の学校では特別配慮してはならない 1966・4 外国人学校法案をめぐる抗争，廃案

(注) 『体系・戸籍用語事典』

『日本の植民地支配下における国籍関係の経緯』田中宏著

『在日朝鮮人教育論』小沢有作著

以上より作成

第2章 抗日と親日の狭間

第1章で提起した「何が問題か」の中身を次にみていきたい。その前に、戦前・戦後の民族運動をどのように位置付けるべきかが重要であろう。つまり、戦前、とくに戦後の在日民族運動によって欠落したものを掘り起し、事実を把握し、問題解決への活動が70年代「在日論」にほかならないからである。

梶村秀樹氏は、在日朝鮮人運動の二重の課題として、「本国民衆の政治生活も含めた大きな次元での解放運動の一環としてということと、在日の生活と人権を守る闘いという、その二つの課題を同時に追求していくことが、在日朝鮮人運動の基本的な性格としてあると思います」(13)。しかし、二つの課題を同時に担うよりも、どちらかに運動体が傾斜した場合が多かったのではないか。1945年8月15日以後の朝鮮半島における分断国家の創設と本国の政治情勢の在日社会への投影をみる時、在日の運動のありようも、本国に連動する運動として、在日の生活と人権を守る闘いとしてあった幸福時期はほんの短い期間だったともいえる。

運動と一人の人間の生き方としての「本国志向」と「在日志向」は、戦後の民族運動のみならず、戦前にまでさかのぼるのではないか。

1910年、済州島で生まれた高峻石は日本に留学し、留学生運動を組織し、「私は、第二早高ウリ同窓会の委員長になってから、ウリ同窓会の進路を民族解放闘争に結びつけるべく、また共産主義路線で運営をはかるようになった」(14)。

他方で、1900年に釜山府絶影島で生まれた金鍾右は同じく日本に留学し、「戦時下の人権擁護活動」を始める。「また地域の同胞たちが無知無力であるばかりに、官憲や一部日本人に、人権、法益をみすみす踏みにじられて泣き寝入りしている悲劇が私の耳に数多く入ってきていた」(15)。

この「本国志向」と「在日志向」ともいうべき生き方は、抗日と親日という価値判断をともなう事により、戦後の在日韓国・朝鮮人

民族運動を一層複雑にした。

8・15解放以前、朝鮮人への「皇民化」政策推進の機構として、「協和会」があった。「1936年、在日朝鮮人をより強固に把握支配し、戦争体制にくみ入れるために府県協和会を結成し、『協和事業』を通して内務省、警察官僚を中心に、一面『天皇制』支配を確立するための『皇民化政策』を進め、他面『朝鮮人取締』の警察行政を遂行していった」

(16)。この協和会の人脈が戦後の民族運動に大きななかわりを持つことにより、在日韓国・朝鮮人運動に単なる世界観(共産主義反共)を越えた軋轢をもたらした。そして、(1)、地域の在日韓国・朝鮮人同胞の生活と人権を具体的に運動として取りくむ。(2)、親日ではない在日であること、当分の間、日本に住むことより生じる子弟の民族教育の中身の検討。

(3)、日本国籍を取得すること、またはそれを取得しないことより生じる社会的諸権利をどう獲得していくのか。日本国籍を取得時に生じる民族と国籍の問題、そして、そのことと関連する自己の存在基盤の確立の問題。

(4)、外国人であることでとどまるとすれば、在留権をどういう形で日本政府及び国家に権利として要求していくのか、そして過去強制にどう闘っていくのか(法的地位の問題)。

(5)、上記の観点からの在日であるところの民族運動は、本国の政治に対していかなるコミットをしていくのか(民族運動の点検と総括、新しい民族運動への創出)。

(6)、(5)とも関連するが、朝鮮半島の統一への在日としてのなかわり方。

以上のような視点が自覚されずに政治的対決と激論と流血がもたらされ、長い歳月がたった。

1945年10月15日、在日朝鮮人の大多数を網羅した大衆団体として在日朝鮮人連盟があった。そして、1949年9月8日、「団体規制令」により、在日朝鮮人連盟が解散させられた。1950年6月25日勃発の朝鮮戦争を間にはさんで、朝鮮半島の分断国家それぞれに忠誠を誓う団体、「在日大韓民

国居留民団（1948年8月15日）」、「在日朝鮮人総連合会（1955年5月25日）」が創設された。

以上の戦後の在日韓国・朝鮮民族運動は、前述の6つの視点より問い直してみる必要があるように見える。

既成の民族団体にあって何故、在日独自の問題と重い課題が視野にあがらなかったのでしょうか。理由として二点ある。①戦後の在日一世の民族運動は一世の自己回復の側面をもつ。②分断国家それぞれを本国とするところの「本国志向」の運動であった。それ故に「在日であること」より派生する諸問題が欠落していた。

①について：戦前の皇民化政策の重圧の中で青春を送った一世は、戦後、自らの喪失したものを回復することに全力を注いだのである。「それから建青でアリランやトラジ、連絡船などの朝鮮民謡や愛国歌をはじめてきた。私が民謡ひとつを知らないのにひき比べ、盟員たちがみな歌がうまいのにはおどろいた」（17）。そして、「私は国語が自由に話せないで、何事にも控え目にしていたし、また責任のある部署にはつくことなく、国語の勉強や本を読むことに終始していた」（18）。これは在日朝鮮人で第一級の学者である朴慶植氏の言葉である。朴慶植氏に限らず、解放後、自己の民族を取りもどす熱情にかられた在日一世は多いはずである。現在在日二世・三世の民族主体性の確立、民族精神・文化の継承が叫ばれるが、在日一世の民族の喪失と回復、奪わされるものの中身を苦痛を伴ないながら、切開していかなければならない。幼少期を本国で送っても青春を、1930年代・40年代の苛酷な「内鮮一体化」「皇民化」政策期に送った在日一世も多いはずであり、戦後、民族性の回復に熱性を傾けたとみられる。「金のある者は金で、学力のある者は学力で、ちえのある者はちえで、われわれの学校を建てよう。」、このような合言葉で朝鮮人は学校をつくり始めた。そして、わずか一年の間（1946年9月段階）に、525の初級学校（児童数42,182、教師

数1,020）、4つの学校（生徒数1,180、教師数52）、12の青年学校（生徒数714、教師数54）がつくられたのである（19）。この熱意は自分の子供に対する思いだけではなかったはずである。

②について：在日一世の戦後の熱情は、分断国家それぞれに注がれる。それは、在日民族運動の本国への系列化である。

民団の綱領第一条に「われわれは、大韓民国の国是を遵守する」と掲げている。このことは、民団が大韓民国に忠誠を誓い、憲法に基づいた国策に従うことを大前提としていることになる。これを裏返せば、民団は自ら韓国の憲法精神に反する独自の政治的理念をもたないことを行動原則にしていることになる（20）。

次に朝総連の綱領第一条に、「われわれは、在日全体朝鮮同胞を、朝鮮民主主義人民共和国政府の周囲に総結集させ、祖国の南北半島同胞との連携と団結を緊密強固にする」とある。そして、「在日朝鮮人」の基本的地位を綱領のなかで「共和国公民」と規定し、民族権利擁護などの諸闘争は「帰国実現まで」と暫定的に規定し、民族教育（共産教育）を重点的に「北」との関係を一体化している（21）。

これら在日民族運動の「本国志向」は、1965年の日韓基本条約の調印と、「法的地位協定」などの諸協定の締結により、在日社会に分裂と亀裂を生じさせた。日本政府が、分断された祖国の一方とのみ国交を結ぶことにより、「三八度線」はそのまま在日朝鮮人の中に持ち込まれ、在日朝鮮人の法的地位は更に複雑なものとなっていった（22）。

一方の当事者からすると、このことは「1950年に日本政府が、それまで外国人登録の国籍欄の記載がすべて朝鮮であったのを『韓国』または『大韓民国』への書き換えを認める方針をとって以来、その政治的真意を『用語説』のベールで隠しながら、あらゆる方法と機会を利用して在日朝鮮人に『韓国』籍を強要し、その増加をはかってきた」（23）という事になる。そして、同一の歴史的存在として同民族に対する「法的地位」の区分化である。

法的地位（協定永住許可を申請するかどうか）が、在日の存在と意識のありよう、延いては民族団体への収斂を規定していった。そして、既成民族団体のより一層、本国への直系下のもとにある時、「日本に当分、引き続き在留する韓国籍、朝鮮籍の人間」にとって、将来への展望として「在日論」が起った。また、既成民族団体にとっては、本国主導下において、組織の活性化の危機を端緒として「在日論」へのかかわりをせまられたといえよう。それは、民族団体の実態が「日本に在留する在日韓国・朝鮮人大衆」と乖離しているが故の対応といえる。

第3章 「在日論」の百家争鳴

前章で述べた、日韓基本条約の調印にともなう『日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定』（いわゆる法的地位協定）が在日社会に亀裂をもたらすと共に、問題の所在を明らかにしたといえる。

- (1) 在日韓国・朝鮮人に法的処遇の区分がなされ、在留資格が細分化された。一 가족 の中でも国籍と在留資格が異なる法的処遇が持ちこまれた。→法的地位への関心を高める。
- (2) 法的地位協定にともなう、在日間に社会的諸権利に格差がつけられた。すなわち、協定永住「権」者取得者とそうでない者の間の社会的諸権利の格差が、行政差別撤廃運動へと結集していく。
- (3) 在日社会に、いわゆる「祖国を知らない世代」といわれる日本を出生地とする在日二世・三世が、在日の75.6%を占め、世代交代の時期に入り、民族運動のあり方がとわれ出した。

以上の三点を主な色調としながら、様々な論調が現われたのが、1971年1月16日の協定永住権申請期限切れ以降と思われる。

在日社会が比較的均質といえる歴史体験をもちながら、日本を出生地とする戦後世代の問題点を掘り越すことを通して、問題の所在を明らかにしてみる。

戦後、とりあえず引き続き日本に留った朝

鮮人（民族の総称）が家族を構成し、子弟を養育し、その「子」が圧倒的多数を占めるに到った今、その「子」は、本国の韓国・朝鮮人と異なった歴史を背負い、異なった文化と社会的影響で育った。「在日朝鮮人二世・三世の多くは、自分たちの両親や祖父母の来日のいわれ — 「渡航史」についてほとんど知らない」「在日朝鮮人二世・三世の多くは国語を知らない。彼らは民族の歴史を知らない世代であると共に、国語を知らない世代でもあるのである」（24）。1945年8月15日を分岐点として本国帰還者と在日残留者の存在のへだたりである。

そのような在日二世・三世にとって、民族とは、国籍とは、また自己の存在基盤とは何なのか。在日青年層の圧倒的多数が何を考えているのかは非常にわかりにくいし、各種のアンケートは対社会的に自己発言できる層と考えられ、難しい面があるが引用してみる。（以下のアンケートは、在日韓国青年会が在日同胞二世青年を対象として行った意識調査である（1978年5月から7月末）。

④ 帰化問題では、帰化したいと思わない 67%、帰化をしてもよいと思っている 20.8%、帰化をしようと真剣に思っている 4%で、帰化反対が大勢を占めるとは言え、肯定側が24.8%とほぼ4分の1を占め、深刻な一面をのぞかしている。

⑤ 民族素養面での遅れについて、韓国語を聞く、話すでは、「完全」と「ほとんど」できるがそれぞれ16.8%と9.3%であるのに対し、「多少」および「全く」だめはそれぞれ78.9%と86.4%である。李 臣将軍について、知らないが46.2%、名前だけ知っているが22%である（25）。

他のアンケート調査でも、在日二世・三世の意識の日本人化と民族意識の希薄さが指適されている。資料は少し古いが、朝鮮奨学会が1975年に実施した164人の在日同胞高校生（日本の高校に在学中）の意識調査によれば、「絶対に帰化すべきでない」というのが全体の26.2%、「帰化もやむをえない」が51.8%、そして「帰化してもよい」が、

17.6%, 無回答が5%であったという。結局、全体の69.5%が帰化もやむなしという意識である。「……いうまでもなく、在日同胞の同化の最大の問題は、意識の「日本人化」である。……さらに深刻なことは、在日同胞の場合、同化が自らの人格の全面否定につながる点である」(26)。

在日二世・三世における「日本人」化の進行につき、在日朝鮮人問題研究会の吉岡増雄氏は、要因を次のように述べている。

- (ア)「在日」にともなう生活手段の制約性
- (イ)「在日」にともなう風土、自然の拘束性
- (ウ)日本政府による同化政策の強圧性

「(ア)は、主として経済的、社会的要因ともいえよう。端的にいえば、日常的に、日本語で物を売り物を買ひ、日本語で働き、日本でのものを食べて生活しているかぎり外国人といえども『日本人』化はさけられないと思う。加えて、日本人との結婚の増加が進行をつづけている今日では、『日本人』化は加速度を増すばかりである」(27)。

多数の在日二世・三世が前記のような状況に陥没しているとしても、必ずしもそうでない青年層もあるのである。しかし、在日二世・三世の青年の運動へのかかわり方を見ると、近年、「本国志向」型の生き方や運動、「在日志向」型の生き方や運動として把握される事が多い。

在日二世・三世の意識のありようと、運動の方向性の差異が論争になってきた。日本朝鮮研究所から出されている『朝鮮研究』1977年2・3月号に金英一氏の手記「在日朝鮮人でありつづける」が掲載されるにともない、在日論をめぐって金弘博氏との間で民族紙上に再々の論争がおこった。在日青年の意識のありようと、運動の方向性をみるうえで重要なので以下紹介してみる。

A. 「在日志向」の視点

「朝鮮に生きる『朝鮮人』と日本で生まれ育った三世・四世の『朝鮮人』とを同じ『朝鮮人』と見なすことができるであろうか。やはり、できないと思う。日本で生まれ、日本の教育を受けて大きくなったなら、いくら朝

鮮の血を受け継いでいると言っても、朝鮮で生まれ、朝鮮人としての教育を受けて成長した『朝鮮人』とは異なって当然である。それなのに、両者を同じ一つの言葉、『朝鮮人』という言葉で言い表わしていいものだろうか。『在日朝鮮人』という言葉と『朝鮮人』と区別して使う必要があるのではないか」(28)。

B. 「本国志向」の視点

「金英一君の場合、『身近な問題を重視すべし』とする考え方の底には、現状がすでにこうなってしまった以上、そこに密着して考えるより他にないのではないか、という匂いが色濃くうかがえます。……分断された祖国の状況が在日同胞社会にも大きな影を落とし、そこから様々な問題が生じている以上、在日同胞のかかえる問題の解決にとって、祖国統一は、不可決な条件を与えるだろう、ということですよ」(29)。

以上の在日青年の意識のありようは、単なる個人的生き方にとどまらず、既成民族団体の民族運動の方向性をも規定した。

Aの「在日志向」型運動として、民団の権益擁護運動がある。1977年3月28日、在日本大韓民国居留民団は、『在日韓国人の生活擁護のための人権宣言』を発表。その中で、「われわれ七十万在日韓国人は、義務の履行に見合う人間としての権利の保護を、日本国から受けていない」とし、「在日韓国人は日本に対する納税の義務を果たしている。その税負担総額は年間約1500億円で、直接税だけでも約700億円を越えていると推定される。これらの納税に対し、在日韓国人に見返りとして来るのは一体どれほどであるか」そして、「権益が閉ざされていた。当然の権益がいままで主張・要求もされずに、これまできたことは奇異な現象であった」(30)。

行政上の差別撤廃斗争は、民団の権益擁護運動が主導したというより、日本人と各地の在日韓国・朝鮮人の生活に根ざした闘いとして、70年代担われてきたといえる。

Bの「本国志向」型運動としての朝総連の立場

朝総連の民団の「権益擁護運動」批判は、

その契機と背景をえぐり出す事により、朝鮮総聯破壊策動の一環としてとらえている。そして、民団の「差別白書」の中味の検討をし、「白書は、在日同胞が祖国に帰らず日本に同化することを前提に、さかんに『定住』『永住』『定着』といった表現を用い、同化そのものを合理化しようとしているのである。これは明らかに、在日同胞の志向を無視し、民族自決権の行使を妨げるものといわねばならない。……在日同胞は、祖国統一を促進するための運動の輪をひろげること総力をあげるとともに、これとの密接な関連の中で、民主主義的民族権利擁護の旗じるしを高く掲げて進まなければならない」(31)。

A・B型両方の既成組織の運動は、在日韓国・朝鮮人の圧倒的多数を占める二世・三世をどう位置づけるのかがなされていない点である。

「まず夫も妻も韓国・朝鮮人同士の婚姻件数は、1965年当時は、婚姻件数の64.7%を占めていたが、減少傾向をたどり、1974年に50%を割り、1979年には44.8%になっている。一方、夫か妻の一方が日本人である婚姻件数は、1965年当時、婚姻総件数の34.6%であったが、増加傾向をたどり、1976年には韓国・朝鮮人同士の婚姻件数を超えて、52.0%になり、1979年には54.3%を占めるに至っている」(32)。民族組織の根幹をゆるがす構造的変化が始まっているといえる。

季刊『三千里』8号で姜在彦氏は、「在日朝鮮人の六五年」を書いたが、『朝鮮新報』の批判に対して、逆に、「いまのような民族組織のような宣伝のやり方では、若い世代がついて行けない」(33)と心配している程である。

既成民族組織の硬直化と本国系列化が「在日論」の展開をめざしたわけであり、又、「在日論」の深化が朝鮮半島の分断国家を冷静に分析する視点をつちかったといえる。「私はある意味で韓国に民族のホンモノを見ようとしていた。ところが私が見たそれは、未だ解放されざる民族であった。韓国の歴史学者は

『新植民主義的民族観』の克服を最大の課題としている。私は『植民主義的民族観』というものを、本国と在日朝鮮人の状況を統一的にとらえるものとして理解するようになった」(33)。

在日論を、朝鮮民族の統一とからめて論旨を展開する立場である。それは、一元的な歴史的存在であった在日が南北の38度線をもちこまれ、在日独特の民族運動が展開出来ない状況下で出されてきた。

一番現実を切開ける理念というべきか、又、悲痛な叫びというべきか、一日本人として「民族」概念が「世界観」の段階に突入した事を感じざるをえない。在日65万の一人としての生き方ではなく、在日韓国・朝鮮人として主体的に、意思的に生き抜く一個の存在をかけてという段階にきたことを感じざるをえない。民族差別と闘う中で連帯していく在日二世・三世のありようも、これから「民族」が「階級」と同じ重さの「理念」で語られる状況に來たのではないかと思う。

〔参考文献〕

- (1) 『引き揚げと援護三十年の歩み』厚生省 P.149
- (2) 『在日朝鮮人処遇の推移と現状』P.57
- (3) 前掲書 P.59
- (4) 『在日朝鮮人に関する総合調査研究』 P.36
- (5) 前掲書 P.68
- (6) 『手記 在日朝鮮人』在日朝鮮人形成史 P.299
- (7) 『歩みは祖国とともに一建国30年と在日韓国人社会2』 78・8・3付統一日報
- (8) 『棄てられた四万三千人』 P.116
- (9) 『体系、戸籍用語事典』 P.23
- (10) 『在日朝鮮人管理重要文書集 1945～1950年』
- (11) 『日本の中のアジア、留学生、在日朝鮮人、「難民」』 P.201
- (12) 『国籍と人権』 P.300
- (13) 『解放後の在日朝鮮人運動』 P.6
- (14) 『越境、朝鮮人 私の記録』 P.160

- ⑮ 『渡日韓国人一代』
 ⑯ 『天皇制国家と在日朝鮮人』 P. 148
 ⑰ 『在日朝鮮人 私の青春』 P. 79
 ⑱ “ ” P. 80
 ⑲ 就職差別裁判資料Ⅱ2 『在日朝鮮人に対する同化教育についての考察』 P. 14
 ⑳ 『日本の中の三十八度線 民団・朝総連の歴史と現実』 P. 49
 ㉑ 前掲書 P. 109～P. 110
 ㉒ 就職差別裁判資料集Ⅱ2 『在日朝鮮人に対する同化教育についての考察』 P. 11
 ㉓ 『在日朝鮮人の基本的人権』 P. 269～P. 270
 ㉔ 『祖国を知らない世代、在日朝鮮人二・三世の現実』 P. 50, P. 63
 ㉕ 統一日報 『在日同胞青年の意識』 1978年12月7日, 8日
 ㉖ 統一評論(1979年5月号) 『世代がわりと民族意識』 P. 25
 ㉗ 『在日朝鮮人の生活と人権, 社会保障と民族差別』 P. 35～36
 ㉘ 統一日報 『“在日”の意味を重視する』 金英一 1977年6月30日
 ㉙ 統一日報 『開かれた論理と閉じられた論理』 金弘一 1977年7月2日
 ㉚ 差別白書第一集『なにが問題なのか』 P. 21
 ㉛ 統一評論(80年12月) 『同化をめざす権利擁護運動について』 P. 162 P. 157 P. 163
 ㉜ 『朝鮮研究』212号 「統計からみた在日韓国・朝鮮人の実態」 加藤晴子
 ㉝ 季刊『三千里』10号 「朝鮮新報の批判に答える」
 ㉞ 『思想の科学』1976年3月号 「歪められた民族観」 崔勝久

同胞教師, 教員志望者の

交流会開かれる

— 編集部レポート —

「在日朝鮮人への差別撤廃を、名古屋市民の会」から報告(本号1ページ参照)のように、2人の同胞青年が(愛知県教員採用試験にある国籍条項は不当)として愛知県と愛知県教育委員会を相手取って裁判所に訴えを起しましたが、裁判所は何ら実質的内容を判断することなく、訴訟の形式論で2人の訴えを退け、結果的には2人は受験できなかった。しかしながら、今回の裁判を通じて、社会的反響の大きさ、また多くの同胞教師、多くの教員志望の同胞青年の存在を知り、原告の1人となった李貴陽さん、今回の裁判に縁の下の力持ちとして働いた権順華さん、三重県で

教員をしている李慶順さん、同じく韓哲吉さんら5人が呼びかけ人となって、同胞教師、教員志望者の交流会が8月29日、名古屋学生センターで開かれた。

まず原告の1人となった李貴陽さんから、「教員採用における国籍条項撤廃の闘い」として、今回の裁判の報告を中心に、近年の在日韓国・朝鮮人に関する教育行政の動き、また二世・三世・四世という世代交代が行なわれている中で教育問題の重要性が話された。

そして、実際に同胞教師として教壇に立っている李慶順さん、韓哲吉さんから、「韓国人教師として教壇に立って」として、二人の話がなされた。その中で、李慶順さんは、自分が韓国人として生きようとした契機、採用試験を受け合格するに到った経過、そして実際に教壇に立ってから的事などが話され、特に、学級運営にあって民族的な話を子供達にするのが難しいが、それでも子供達に韓国のこと、本名のことなどを話をすると、子供達は素直に受け入れてくれていると語っていた。

韓哲吉さんも、学級運営にあって民族的な話をすることの難しさを語り、また自分に民

族的なことが身についていないことから子供達に話をすることの難さも語られた。特に、韓さんは、親との関係で何も問題が表面上出ていないこと自体が不自然、あって当然ではないかと述べた。

また2人とも他の日本人教師との関係で、自分達を韓国人教師として見ているかは疑問だと述べ、そして学校に在日韓国・朝鮮人の子どもがほとんど在学せず、またその正確な数を知るすべがないと語っていた。

二人の話を受けて、集まった教員志望の同胞青年がそれぞれの教員志望の思いを語り、「なぜ外国人は教員になれないのか」(名古屋テレビ、今回の訴訟をテーマにしたもの)を見て同胞交流会は終了。

そして午後7時から、名古屋「在日朝鮮人の教育を考える懇談会」との交流会を持ち、東京からかけつけた朴元綱さん(今年から東京都で教壇に立っている)から、生いたち、

教員採用に到るまでの経過、そして実際教壇に立ってからの経験が話され、日常の忙しさの中で、民族のこと、本名のことなどを話をするのが難しく、また他の日本人教師との関係で自分をたして朝鮮人と思っているかは疑問と述べていた。

そして三人の日本人教師から、自分と在日韓国・朝鮮人問題などの関わりが話され、交流会を終えた。

今回の同胞交流会に参加した、教員志望の高校3年生の尹利根さんは、同胞と交わることの大切さ、また教員となることへ自信が生まれたと語っていた。

今回の同胞交流会の参加者は名古屋・三重を中心に10人ほどであったが、このような交流会は、今後も継続して、同胞教師及び教員志望の同胞青年の横のつながりを作る意味でも、開催する必要があるのではなかろうか。

ミニ情報

☐法務省、外登録一部改正案をまとめる

法務省は8月16日までに外国人登録制度の「緩和」と、登録事務の簡素合理化を図ることを目的とした外国人登録法改正案の骨子をまとめた。

それによると、登録制度「緩和」については、①登録証明書切り替えの期間を現行の3年ごとから、5年ごとに延長する、②登録証明書の携帯義務年齢や指紋押なつの必要な年齢をいずれも現行の14歳から、16歳とする、③16歳未満の者については登録証明書切り替えを必要しないこととする、となっている。

また登録事務の簡素合理化については、①登録写票のうち都道府県保管分を廃止し、法務省だけにする、②死亡、出国、帰化等で返納された登録書の法務省送付はやめる、とな

っている。

この事務の簡素合理化についての改正案は、今秋の臨時国会に提出、来年4月1日からの実施を目指しているが、登録制度「緩和」については、来年の通常国会に提出、来年10月実施をめざしているとのことである。

また、登録法違反の罰則は、現行では一律に1年以下の懲役・禁固または三万円以下の罰金となっているのを、個々のケースに応じて軽重をつけるよう整理するが、今後法務省刑事局とさらに詰めるとのことだが、今回の改正案は、あくまでも臨調第一次登申の行政事務簡素化の線に沿って出されたもので、指紋押なつや常時携帯の義務、罰則規定等による在日韓国・朝鮮人に対する監視姿勢は全く変わっていない。

☐「指紋押捺に関するアンケート」調査結果

今1月12日、北九州小倉に住む崔善恵さん(15才)が指紋押捺を拒否したまま、外国人登録の更新を行なったことを経機に、在日韓国基督教館会内の「生野地域活動研究会(大阪市生野区)」が、日本人、在日外国人

計六百余を対象に行なった「指紋押捺に関するアンケート」調査の結果が出された。

調査は、4月から6月にかけて、在日韓国・朝鮮人が全世帯の二割強を占める大阪市生野区を中心に、日本人375人、在日外国人261人に面接方式で行われた。

調査結果によると、「指紋を押す、ということから何を連想するか」に在日外国人43.4%、日本人50%が「犯罪・捜査」をあげた。外国人登録に指紋を押す義務があることを「知っている」日本人は33.3%だが、この義務について「あまりよいことではない」20.3%「人権侵害だ」35.7%と過半数以上が否定的であった。また「指紋をとる必要はない」と考える日本人は61.2%にものぼっている。

一方、在日外国人は指紋を「できればやめてほしい」が33%、「人権侵害だ」が42.5%と75.5%の人が廃止を望んでおり、登録書に指紋を押す時には82.8%の人が「不快だ」「余りよい感じがしない」と答えている。また日本人も「もし指紋を求められたら」の問いに81.3%が同様の反応を示している。

「指紋押捺拒否」については、日本人の16.8%が「知っている」のに対し在日外国人は37.2%、とくに男性は半数以上が「知っている」。そしてこのことについて、「理解できる」「拒否は当然」とする在日外国人は71.6%、日本人でも63.9%にのぼっている。「指紋押捺拒否の呼びかけがあったらどうするか」の問いには、在日外国人の27.2%が「拒否しようと思う」、50.1%が「考えてみたい」と答えた。

同調査を行った「生野地域活動研究会」は「調査対象が少ないが、考え方の傾向はつかめると思う。結果を十分検討し、指紋押捺の廃止へ向けて運動したい」といっている。

☒国籍法、大幅改正か

国籍法改正の準備作業を進めている法務省は、近く大幅改正を法制審議会に諮問する見通しである。

審議会では現在の父系優先血統主義を、父母両系血統主義に改めるほか、①日本人の外

国人配偶者であっても妻と夫とで異なる帰化要件（外国人妻は国籍法6条で居住期間がなくても帰化が許可されるが、外国人夫は同法5条で3年以上とされている）の平等化、②日本人との偽装結婚などで不正に取得した日本国籍の取り消し規定の新設の可否、③二重国籍選択の規定、といったことが検討課題として考えられている。

国籍法改正問題は、日本政府が「婦人差別撤廃条約」に署名したことから、批准に向けての国内法整備の一つとして出てきたもの。

☒京都韓国学園移転建設問題

京都韓国学園移転・建設問題は、地元日本人反対住民の根強い民族差別に阻まれ、実現を見ないまま20年目を迎えようとしているが、京都韓国学園理事会は、61年に購入した銀閣寺用地を地元住民の反対で断念、68年～69年には西山用地も再び断念したいま、現在の本多山用地（東山区今熊野本多山町＝1万4千坪、69年12月購入）での建設の方針を崩していない。

すでに京都市の造成許可をとっているにもかかわらず、地元住民はここ五年間話し合いにすら応じないため、膠着状態が続き、「景観、環境が破壊される」という口実のもとに、本多山用地につながる道路に監視小屋までつくり、出入りする通行人、車の検問まで行っている。

実行行使だけは避けてきた理事会側も「建てるのは学校だ。我慢にも限界がある」として8月10日、建設業者側に造成工事着手にあたらせたが、その際反対地元住民とのトラブルの為、同胞作業員1人が逮捕される事態までに至った。このトラブルの後、反対地元住民は京都市に押しかけ、その圧力に押された京都市は11日になって、京都韓国学園側に造成工事中止を要請してきた。しかし韓国学園側は「地元住民が市に要請したという『ブルドーザーなどの建設機械などを撤去し原状を回復せよ。そうすれば話し合いに応ずる』という条件はどうい受け入れがたい」として、市の要請を拒否したが、「地元住民が無条件

で話し合いに応ずるかどうかの意思を確認するため、当分の間、様子を見守るため造成工事は見合わせる」とのことである。

☐「国体」在日韓国・朝鮮人選手参加問題

日本体育委員会は7月24日、緊急会議を開き、日本国籍を持たない高校生の国民体育大会参加を認めることを全会一致で承認すると共に、24日付で体協加盟の各競技団体と全国都道府県に通達した。これにより、今年の第36回滋賀国体の夏季(9月)秋期(10月)両大会から日本の高校に在籍する在日韓国・朝鮮人などの外国人子弟に参加への道が開けた。

日本の国体は1946年(京都府)からはじまり、その間国体開催基準要項本則第二号および第八項第六号(参加資格および年齢基準)の「日本国に国籍を有する者であること」という規定のため、在日韓国・朝鮮人は参加できなかったが、今回の改正は団体開催基準要項の細則に付則をつけることとし、「学校教育法第一条に定める高等学校に在籍する生徒は、日本国籍を有しない者であっても国体少年の部に参加することができる」との新しい規定を定めて、外国人子弟の参加の道を開いた。

しかし、今回の細則の改正は「学校教育活動の機会均等をはかる」という教育上の立場からの配慮が目的で、それ以外の、大学、一般社会人及び民族学校の生徒の参加については見あわせている(民族学校としては、学校教育法第一条の認可を受けている大阪の建国学園の生徒だけしか参加できない)。

☐国民年金裁判

6月5日、35才以上の在日外国人を切り捨てるまま年金法改正案が国会を通過したが、韓国籍であるために国民年金の被保険者資格、老齢年金資格を取り消された金鉉鈞さん(71)第十回公判と豊田金次さん(72)第七回公判の国民年金裁判が7月9日、東京地方裁判所民事二部(時岡泰裁判長)で開かれた。

前回に引き続き被告側証人の阿藤正雄・社

会保険庁年金保険部国民年金課長(53)が証言に立ち、原告側の反対尋問について陳述した。反対尋問に立った佐藤博史弁護士は、「取り消し処分の場合、その原因が相手方の責めに帰すべきとき(偽り、不正手段など)以外はさかのぼって取り消すことはできない」という行政通達(1960年)を示し、金さん、豊田さんのケースは当然これに該当すると主張した。

しかし、阿藤証人は「取り消しの原因が二人にあるかどうかは確認できない。また通達自体、その妥当性について内部で議論がある」と答え、当局側の責任による誤適用であってもあくまで門前払いする態度を示した。

次回公判は9月29日である。

☐サハリン裁判、韓国の家族を証人に採用

サハリン裁判の第35回口頭弁論が7月10日、東京地裁判事三部(泉徳治裁判長)で開かれた。証言には前回に継ぎ続いて、樺太抑留帰還韓国入会の朴魯学会長(65才)が最後の証言を行い、サハリンへ徴用された経緯を述べた。

泉裁判長は、被告・日本政府に、引き揚げ政策にかかわった外務・法務・厚生各省の担当官からも証言をとりたい旨を告げ、また韓国からは留守家族を証人として採用することを決めた。

次回裁判は9月28日、証言には孫鍾運さんが立つ。

☐兵庫県教委、教員採用試験にて差別用語

7月26日の兵庫県教員採用試験で、小学校検査(1)問7の歴史問題の中に「日鮮修好条約」という差別用語が使われた。

兵庫在日朝鮮人教育を考える会および兵庫民闘連は7月30日、「日鮮」は朝鮮人を差別する用語であり、教員になろうとする人に差別感を植え付け、差別意識を拡大するものだと同県教委に抗議、試験問題の訂正の公表と受験者全員に釈明することなどを申し入れた。

しかし、これに対して同県教委は①歴史用

語として使ったもので、差別用語とは考えていないし、不適切な部分はないので改めることはしない、②受験生の多くは、小、中、高校で受けた授業の中で「日鮮修好条規」として学んでおり、その点を配慮した、③文部省から「日朝」と改めるような指示を受けていない、などと答え、県教委の犯した重大な誤を認めようとしていない。

○兵庫県教育委員会の差別用語問題と関連して、実教出版社は、同社出版物の「ミニマムエッセンシャルズ 政治・経済」に記述されている「日鮮修好条規調印（不平等条約）」とあるのを「日朝修好条約（不平等条約）」と訂正し、同本を使用している関係者及び高校生に「誤った内容の記述に対する謝罪と訂正」文を配った。

その中で、「この記述が在日朝鮮人・韓国人に大きな痛手をあたえ、日本人高校生には差別意識を拡大させたことを認識し、ここに深くおわびいたしますとともに、……こんご、当社の出版物では、朝鮮の人びとの苦しみを自分たちの苦しみとし、民族差別を撤廃する為の努力をつづけてまいります」と述べている。

☒教員採用試験国籍条項問題

愛知県教育委員会の教員採用試験国籍条項問題で、愛知県津島市（井桁克市長）は8月26日、県教育委員会採用試験要綱の受験資格に明記されている「日本国籍を有する者」という国籍条項を取り除き、在日韓国人や朝鮮人ら外国人が受験できるような措置を取って欲しいと、県教育委員会あてに要望書を提出した。

今回の要望書は、市内に在住する外国人（292人）から同市へ具体的要望があったわけではなく、同市は①4年前から外国人に児童手当の支給、保育料の減免、地方公務員採用国籍条項撤廃、市営住居入居の差別撤廃など、外国人の差別撤廃を市政の1つの基本方針にしている、②国際化時代の波が教育の場にも押し寄せていて、教員採用でも門戸を開放すべき時期、という理由から出された。

☒韓国側、刑罰法令違反者の引き取り拒否？

最近の情報として、今年の3月以降、韓国側が在日韓国・朝鮮人の刑罰法令違反者の引き取りを全面的に拒否しているらしいが、その理由を「在日韓国・朝鮮人が刑罰法令に違反する根本原因は、日本の政治にある」としているらしい。

これを受けて、現在、入管局内で刑罰法令違反で退令が出ている人約70名の強制送還を再検討する作業がすすめられているようである。

☒民団中央、「永住者対策機構設置」を要望

民団中央は、在日韓国人の権益擁護運動を幅広く進めするため、都道府県および市町村議会に提出する第三次「要望書」をまとめた。その中で、「永住者対策機構設置」を日本政府に求めている。

この第三次要望書の「永住者対策機構設置」の中で、内閣関係項目に次のように書かれている。

「日本政府に永住問題を扱う対策機構の設置を要望します。日本政府にこの問題の窓口をつくり、資料の収集、施策の研究、要望の受理および検討、政府への具申など必要な事項を統括する必要があると思います。たとえば同和対策室（総理大臣官房）、インドシナ難民対策連絡調査会（内閣官房）などに類似するものであります。われわれの要望もこのような窓口が設置されることで、意思の伝達が迅速・正確になると思います」

今後、これをめぐっての日本政府の対応に民団関係者は関心を持っているとのことである。

☒韓日・日韓弁護士協議会、在日韓国人の法律相談事業に取り組む

韓日・日韓弁護士協議会第二次総会が8月29日、ソウルにて開かれ、在日韓国人の権益擁護と韓日法律文化の交流および親善をより効率的に遂行するため、法制研究、権益擁護、親善交流の三分科委員会を設置することを決めると共に今年度の事業計画を確立、さ

らに「在日韓国人に対する差別待遇を即時解消し、彼らに対する権益擁護は世界平和と人類発展の要であると確信する」などの決議文を採択した。

☒ トツカビ子ども会移転終了

トツカビ子ども会のプレハブ撤去以後の活動保障ということで、安中の青少年会館の隣に移転が決まっていたトツカビ子ども会は、7月30日にその移転を完了した。

〔新住所〕

〒581 八尾市南本町3-64
八尾市立安中青少年会館内
TEL 0729-93-7860

☒ 各地でサマーキャンプ開かれる

○川崎の青丘社では8月6日から8日の3日間、富士五湖の本栖湖畔でサマーキャンプが開かれた。

今回は、同桜本保育園と学童保育の子ども達を中心に107人（同胞、日本人約半々ずつ）、指導員や父兄らも合すると140人の参加があり、「自立のキャンプ」を目指したものの。そのため、子ども達を中心に12の班分けを行ない、それぞれのリーダーを中心に、遊びの計画、食事のメニューからその準備など全て子ども達で行った。またバスの手配もリーダー達が集まって行った。

子ども達と指導員は全員、同胞はハングルで、日本人はひらがなで書いた名札を胸につけて互いの本名を呼びあい、食事の時は朝鮮語で声をそろえて「タガッチモッケスミダ」と声をそろえて食事を始めていた。また最後の夜のキャンプファイヤーでは、「なかま」と書いた火文字を囲んでフォークソングを歌ったシーンは感動的でした。

○兵庫のうさぎ子供会は、7月21日から24日の4日間、サマースクール、7月25日から26日の2日間サマーキャンプを行った。キャンプの行き先は、西脇市キャンプ場、参加者は、子どもが30名、大人が15名であった。

スクールでは、子ども達が朝鮮料理の1つのチヂミを作る為に、地域のおばさんが手伝いに来てくれたり、キャンプではきもだめしなどして指導員の苦労にもかかわらず、子ども達は大よろこびであった。

○トツカビ子ども会では、例年のサマースクールを安中地区以外にも呼びかけ、八尾市教組の後援のもとで、安中地区から80名、安中地区以外から40名の合計120名の参加があった。このサマースクールは、民族教育活動を単に地域活動としてとどませるのではなく、行政全体のとりくみとさせていくためのものである。

○また横浜では、信愛塾が神奈川県中津溪谷で、指導員、子ども達約20人の参加のもとに、7月30日から8月1日の3日間にわたってキャンプが開かれた。

台風の為、当日予定していたプログラムは行えなかったが、室内オリンピックなどをして子ども達は大よろこびだった。

信愛塾では、サマーキャンプでできた子ども達の間を9月以降の活動に生かしていきたいと述べている。

☒ 韓国民話テープ無料配布

神奈川県韓国青年商工会議所（神奈川KCJ）は、同胞の子供たちの民族的素養を高める手助けとなればと、韓国の民話を韓・日二カ国語で吹きこんだテープを無料配布する。これは、神奈川KCJ発足三周年を記念して行なわれるもので、テープには「お日さまとお月さま」「天女とキョリ」の二本が収録されており、同胞希望者に無料配布し、日本人希望者には神奈川県在住者に限って無料配布し、郵送料も神奈川KCJが負担するとのことである。

〔申し込み方法〕

〒107 東京都港区元赤坂1-7-4

統一日報社業務総務部

「民話のテープ」係（ハガキで）

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- ・就職差別問題資料 — 糾弾!!労働省・労務行政研究所 №7 200円
- ・秘資料集「外国人子弟教育についての諸問題」 300円
- ・民闘連ニュース 1号～34号(民闘連刊) 150円～600円
- ・民闘連ニュース・合本 1号～15号(品切れ) 2,000円
- ・民闘連ニュース・合本 16号～30号 2,500円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- ・在日朝鮮人に対する同化教育についての考察 — 解放後における大阪を中心に —
朴君を囲む会刊(資料集№2) 300円
- ・証言集1 佐藤勝巳 " (" №3) 200円
- ・証言集3 梶村秀樹 " (" №4) 150円
- ・証言集4 李 殷直 " (" №5) 150円
- ・朴鍾碩・就職差別裁判三年間の地平 " (" №6) 400円
- ・日立就職差別裁判・判決全文 " (" №7) 100円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 発 行 資 料

- ・「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総会刊 100円
- ・在日韓国人の法的地位の現実と展望 " 300円
- ・ (コゲ) 第1・4・6集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各500円
- ・燈台 第29・30・32・33・34・35号 在日大韓基督教会青年会全国協議会刊 各500円
- ・地域運動の手引き " " 500円
- ・日韓教会の協力を考える — その歴史と課題 日韓連帯シリーズⅡ
在日大韓基督教会総会刊 300円
- ・民族と教育 日韓連帯シリーズⅢ 日キ教団日韓連帯特別委員会刊 450円
- ・アジアの人権 5号 アジア人権センター刊 500円
- ・韓国民衆の人権を守るたたかい — 韓国キリスト教都市産業運動の現実 —
韓国民化闘争支援関西キリスト者連絡会議・編 500円
- ・韓国都市産業宣教教会の闘い — 労働現場のレポート
韓国問題キリスト者緊急会議刊 500円
- ・在日韓国人の人権 — 新聞切抜集 創刊号 NCC在日外国人の人権委員会刊 300円
- ・ " " 第2号 " " 400円
- ・ " " 第3号 " " 400円
- ・ " " 第4号 " " 500円
- ・在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム報告書 日本キリスト教協議会刊 500円
- ・自分の意志で堂々と帰りたい 資料集№3 申君を支える会刊 150円
- ・申京 君裁判資料 " 400円
- ・申京 君を支える会全国ニュース №1・№2・№3 " 各100円
- ・申京 裁判 証言集・第1集 600円
- ・ " " 第2集 400円

・申京 裁判 証言集・第3集		200円
・在日朝鮮人問題連続講座・講演録	申君を支える会刊	300円
・強制送還阻止 一韓さん一家支援のために	韓さん一家を守る会刊	300円
・入管と縁を切りたい №3	金鍾申さんの裁判をすすめる会刊	300円
・ " " №6	" "	500円
・政治亡命訴訟 一尹秀吉氏の訴へー	尹秀吉氏の政治亡命を実現する会刊	1,000円
・きつつきの群れ 一京都韓国学園建設問題に関する資料集ー		
	京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園建設促進、7・20集会報告	京都韓国学園建設促進連絡会議刊	300円
・韓国学園資料	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・東大関係者逮捕者	陳斗鉉さんを救う会刊	500円
・アジアと女性解放 №7	女性差別・民族抑圧からの解放をめざして刊	300円
・ (喊) 一行政差別の撤廃を訴える 在静岡韓国人の明日を考える会、	静岡韓国人福祉増進連絡協議会刊	500円
・川崎における地域運動 一民族運動としての地域活動をめざしてー №1		
	川崎・在日同胞の人権を守る会刊	300円
・地域にねざした民族教育をめざして PartⅢ	かわさき青丘社活動者会議編	200円
・在日朝鮮人就職差別 一電々公社受験拒否撤回闘争	市立西宮西高校分会編	800円
・釜ヶ崎 1975年冬	協友会・地域研・KUIM刊	300円
・ " 1976年冬	" "	300円
・定住外国人と国公立大学	在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会編	500円
・在日日本人と在日朝鮮人	東京大学法学部・大沼ゼミナール(1976)	750円
・苦難から立ちあがるオモニ達の声1, 2	青丘社・子供を見守るオモニの会刊	300円
・こんなに生きてきたんや 一成合における在日朝鮮人の生活史ー		
	「成合における在日朝鮮人の生活史」合同編集委員会刊	400円
・民族差別をなくすために	尼崎市刊	200円
・見えてきたもの 一東京都歯科医師会の民族差別を糾弾する闘いから		
	東京都歯科医師会の民族差別を糾す共闘会議刊	400円
・チャンソリ Vol. 1・2・3・4・5・6	チャンソリ舎刊	各500円
・ (風) 2号, 3号 一在日韓国・朝鮮人の日常の間から	はさま パラムの会刊	700円
・解放後の在日朝鮮人運動	梶村秀樹・第五回朝鮮史セミナー夏期特別講座	600円
・表現にみる部落差別と朝鮮人差別	佐藤勝巳・全旺労九周年記念講演	300円
・九月の空の下に ー 林賢一君一周忌記念文集	九日会刊	300円
・壁に挑む	上福岡3中の教育を糾す在日韓国・朝鮮人と日本人の会編	500円
・民族差別を許さない教育闘争のために	筑豊と共闘する会刊	300円
・九州朝鮮人強制連行の実態	"	300円
・大村の話 一崔正雄氏強制退去強制事件	在日朝鮮人への差別撤廃を、	
	名古屋市民の会刊	400円
・歴史にみる朝鮮の日本	調布・ムルレ会	500円
・在日韓国・朝鮮人と日本の教育	"	500円
・在日二・三世の生き方と本名	在日朝鮮人生徒の教育を考える会	500円
・九条思潮 PART Ⅱ	東九条青年会	500円
・オモニ ー 第一集	九条オモニ学校	200円

・いまわたしたちはどう生きるか ー在日韓国・朝鮮人青年の主張	日本朝鮮研究所	700円
・本名は民族の誇り	朴秋子問題を考える会	400円
・さらに朴氏奪還に向けて	朴元根さんの在留資格をかちとる会	500円

☆日本学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・在日朝鮮人教育の原点を探る	資料集№2	300円
・なぜこんなにたくさんの朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか	〃 №3	300円
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもが学ぶことになったのか	〃 №4	300円
・なぜ「本名を呼び・名のる」とりくみをやらなければならないか	〃 №5	300円
・今日の朝鮮民族差別 ー深江小学校吉田校長の差別思想を斬るー	〃 №6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺	〃 №7	300円
・教育における民族差別	〃 №11	300円
・在日朝鮮人教育実践と運動の確立発展をめざして		300円

☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料

・ (サラム) 民話編 I		300円
・ 〃 〃 II		200円
・ 〃 生活編		200円
・ 〃 音楽編		300円
・ 〃 むかし話選 金剛山のトラたいじ		700円
・ サラムえほん		500円
・ 市外教ニュース合冊 創刊号 (1972・9・2) ～第23号 (1979・7・4)		300円

☆朝鮮資料研究所 発行資料

・覆すべき在日朝鮮人教育史	朝鮮資料研究所資料叢書第一集	500円
・日本人教師が辿った在日朝鮮人教育戦後 (大阪) 史 (一)	朝鮮資料研究所資料叢書第二集	500円

編 集 後 記

■本号でも伝えたように「愛知県教育委員の教員採用国籍条項は不当」として二人の在日韓国・朝鮮人青年の起した裁判は結果的には門前払いという形にはなりましたが、大きな社会的反響を呼び、様々な人々、団体から抗議が県教委に出されています。また、名古屋市民の会・各地の民闘連の仲間がすでに2回にわたる県教委交渉を行い、9月中旬には3回目も予定されていますが、今後その動きをニュースでフォローをしていくつもりです。

■ミニ情報は、1つには記録の意味で在日韓国・朝鮮人に関する様々な問題を扱っていますが、各地の地域で実践をコツコツ行っている人々の動きや声が、ミニ情報では十分フォローできていません。この点を考えて、今後そのような動きや声を扱って充実させていきたいと考えています。

■今年、名古屋で開かれる第七回交流集会は、現在、民闘連の代表者会議で話し合いが行われています。次号では、第七回交流集会の案内、及び関西民闘連の結成集会が9月中旬開かれますが、それらを中心に編集を予定しています。

(L . K)

発行日	1981年9月1日	No. 34 号	頒価 400 円
発行人	李 仁 夏		
発行所	民族差別と闘う連絡協議会 在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK) 内 〒160 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-52 TEL 03-203-7575		
民関連	郵便振替番号 東京 4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京 5-30268		
